

広報としま「ふれあいガイド」欄掲載取扱要綱

〔 昭和 56 年 1 月 14 日 〕
〔 区 長 決 裁 〕

改正 平成 19 年 3 月 23 日

改正 令和 5 年 7 月 20 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、区民相互の情報交換の場として、広報としまと区ホームページに設置する「ふれあいガイド」欄への掲載依頼原稿の取扱いについて定める。

(掲載原稿の内容)

第 2 条 「ふれあいガイド」欄に掲載する原稿の内容は、区民のグループやサークルが、一般区民を対象として行う自主的な催しなどの活動の情報に関するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のものは掲載しない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 売名行為に類するもの
- (3) 政治、宗教活動にわたるもの
- (4) 特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの
- (5) 区民相互において利害が相対立する事項に関するもの
- (6) その他「ふれあいガイド」欄設置の目的に合致しないもの

(掲載団体基準)

第 3 条 「ふれあいガイド」に掲載できる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 概ね 3 名以上で構成される団体であること。
- (2) 構成員の過半数が、豊島区在住または在勤であること。
- (3) 主催者が、豊島区在住または在勤であること。
- (4) 豊島区内の公的施設(区が管理・運営業務を委託している施設も含む)を会場としていること。
- (5) 会費が月額 6,000 円以下で、1 回あたり 1,500 円以下であること。なお、上記料金には会場使用料と材料代を含まない。ただし、その代金が著しく高い場合は広報課長が掲載の可否を判断する。

(掲載申込み)

第 4 条 「ふれあいガイド」に掲載を申し込もうとする者(以下「依頼者」という)は、「ふれあいガイド掲載申込書」(別記 1 号様式)または電子申請により、申し込むものとする。

2 前項の申込書には会員名簿を添付するものとする。ただし、生涯学習関係団体等として登録している団体はこの限りではない。

3 第 1 項に定める電子申請は「東京共同電子申請・届出サービス」により行うものとする。

(申込締切り)

第 5 条 依頼者は、掲載希望号の発行日の 1 か月前までに前条の申込書を広報課へ提出するものとする。

(掲 載)

第 6 条 掲載の決定は、広報課長が行う。

2 掲載の採否は、依頼者に連絡しない。また、採否にかかわらず、原稿は返却しない。

3 担当は紙面の都合で、その主旨をそこなわない範囲で、原稿を改めることが

ある。

4 掲載は年1回とする。ただし、区ホームページはこの限りではない。

(責 任)

第7条 掲載原稿の内容についての責任は、依頼者が負うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、必要事項は、広報課長が定める。

附則

この要綱は、昭和56年1月20日から実施する。

附則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

【別記1号様式】

「ふれあいガイド」掲載申込書

下記、太枠内を記入してください

申込み日 年 月 日

ふりがな サークル名（団体名）		※活動種別コード
活動内容など	内容	生涯学習団体等登録番号
	曜日	
	時間	
活動施設（場所）		
募集する対象		
入 会 金		
会 費（月額）		
講師の氏名		
問い合わせ先 (連絡担当者) ※掲載が決まりましたら メールかファクスで掲載 内容の確認をします。	ふりがな 氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス	
	FAX	
	勤 務 先	所在地（在勤の方は必ず記入） 電話番号
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ホームページへの掲載</div> 【希望する・しない】 ※原則1年間掲載します	サークルの宣伝を自由にご記入ください。	

下記には記入しないでください。

受付した施設名称 <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> ※ 広報課使用(受付) 年 月	【整理欄】 ・掲載実績／ 年 月 掲載あり・なし ・HP実績／ 年 月 日 掲載あり・なし
---	--